

The Kansai University Bulletin

Osaka, October 15th, 1928 No. 63

大阪山里千學報

行發日五十月十

號三十六第

年三和昭



文部省に提出する本学山里千の景

大阪

番九四〇一(堺佐土) 話電
番三二一(田吹)

關西大學報局

大阪貯金口座
番五七八二一

千里山學報

第六十三號

目次

挿繪——文部省に提出せる本學千里山學舍全景(表紙)——校友向井重太郎氏よりの繪端書——樺太

旅行の一形——眞木益太郎氏——本學辯論部主催

全國各大學高專雄辯大會——關西インター・カレツ

デエイト競技大會百米決勝——本學相撲部主催關

西中等學校相撲大會——山陰奥丹後地方に夏期遊

說の福島辯論部員——高師演に於ける馬術部員水

馬演習——關西馬術大會に出場せる福島馬術部員

保險信託について——關西大學講師 本莊 鐵次郎

經濟價值について(後篇)

關西大學講師 武田 鼎一

學內報——第二學期授業開始——教員団任——矢島

學生監上京——専門部補缺入學許可——高等研究

科生卒業——第三回「大學祭」豫報——林留學生動

靜——福島學友會幹事任命——矢島學生監御大禮

參列——武田宣英氏來講——教職員動靜——舊講

師動靜——附屬第二商業學校豫報

校友の面影——眞木益太郎氏

校友彙報——眞木益太郎氏

學生彙報——A. H. Hansen: Business-Cycle Theory の紹介を通じて景氣循環論を紹介す

學部經二 濱戸 健助

雜錄

保險信託について

關西大學講師 本莊 鐵次郎

我國の生命保險事業は近來著しき發展を遂げて居る。最近の統計は左記の如く定に驚くべき數を示して居る。

全國生命保險契約高

件数	金額
昭和二年十二月末	五八九,四四六,〇三九七,四三
昭和三年五月始	五,九三,一七六,三六,三五,五八

最近一ヶ年間新契約高

件数	金額
昭和二年十二月末	九六,二五
満期件數	三,〇三

件数	金額
昭和二年十二月末	三,〇九九,五三
満期件數	三,〇九九,五三

件数	金額
昭和二年十二月末	三,〇九九,五三
満期件數	三,〇九九,五三

件数	金額
合計	二七,九三
満期件數	二七,九三

(前記の統計につきては本大學講師野口正造
先生に乞ふて其の教を受けたものであつて
茲に明記して先生に感謝するものであつて)

前記統計の示すが如く全國生命保險契約高は六十二億圓を突破し、一ヶ年の新契約高も亦十二億六千數百萬圓に上つて居る程の盛況である

而して一ヶ年間の保險金支拂高も八千貳百萬圓を遙かに超過せるの現状である。恐らく此の状態は益發展の度を加はるに到るであらうが、然ばく年々支拂はるゝ此の巨額の保險金は、保險金受取人の手許に於て果して如何に使用せられて居るであらうか。主人の死亡

に因りて寡婦孤兒が一時に多額の保險金を受領するの結果は或は過分の贅澤に消盡し或は投機に失敗して皆無となる等凡そ故人が之に

よりて達せんとしたる目的とは相隔る甚だ遠きものがあるであらう。

不幸にして我國には前記の關係を示す調査統計の發表せられたるものなきを遺憾とするが米國に於ては保險金受領後凡そ平均七ヶ年に於て消費し盡さるゝ由である。茲に於てか生命保險契約によりて達せんとしたる遺族の生計維持、其の幸福の増進等の目的を有效に達成せしめんが爲に、本稿に略述せんとする所謂生命保險信託の考案を生じ其の社會的效果が認めらるゝに從つて近來非常なる勢を以つて增加するに到り、我國に於ても信託會社の創設と共に漸く生命保險信託が取扱はるゝに到つたのである。

生命保險信託は前述の如く受領保險金を短期間に無意義に消費し去るの弊を矯めんが爲めに考案せられたるものであつて、保險契約者が一方に於て保險會社と保險契約を締結し他方に於て、此の保險契約に基きて受領せらるべき保險金に就き信託會社と信託契約を締結し信託會社を保險金受取人となし受領保險金の使途につき豫め詳細に信託會社に之を命令自ら保險金の利益を與へんと欲する者を信託契約の受益者と爲し置く時は信託會社は單なる營業上の信用維持の爲めは保險契約者との情誼の爲に然るに非ずして、信託法上嚴然として定められたる受託者の義務として先づ保險金を受領し信託契約に定められたる前述の目的の爲めに其の受領保險金を管理處分し受託者は一時に保險金を擁して各種の危險に曝さるゝの弊を除かれ實質上保險金の利益を享受する事を得るも而かも故人の定めたる目的に反して之を消費する事を得ず。

二、從來保險會社に於て採用せる保險金支拂方法中一時拂の方法を除く他の四種の方法は實は信託に外ならない。即ち

(1) Proceeds Left on Deposit

此の方法に依る時は、保險金受取人は受領保險金は其の儘保險會社に預託し、保險會社は、之に對して一定の利息を附し保險金の元本は支拂年數に應分したる同一額を支拂ふものである。從つて受取人

會的使命を完うする事を得るに到るものである。保險信託は大要上述の如き社會的使命と經濟的必要に基きて最近發達せるものであるから、其の現狀性質を左に略述して見度いと思ふ。多少の参考ともならば幸である。

米國に於ける保險信託は、始められ最近著しく進展しつゝあるものである。同國に於ける一般信託業務が最初保險業務と併行して兼營せられたるが如く、保險信託も亦最初保險會社によりて引受けられたのであるが、信託業務と保險業務とは根底に於て其の性質を異にするものであるから、保險會社の引受くる保險信託に就きては幾多の論争を生ずるに到つた。

保險會社側は曰く、

一、保險會社が保險信託を引受くると雖も實は生前に爲したる保險契約の延長、擴張に過ぎない。從つて信託契約の當事者に對し信託關係發生の時始めて新關係を生じて相知るに到るものでないから、其の間の交渉も圓滑に出來るし、顧客の信任も亦厚い。保險會社としても單にサービスの擴張に過ぎないものである。

二、從來保險會社に於て採用せる保險金支拂方法中一時拂の方法を除く他の四種の方法は實は信託に外ならない。即ち

(1) Proceeds Left on Deposit

此の方法に依る時は、保險金受取人は受領保險金は其の儘保險會社に預託し、保險會社は、之に對して一定の利息を附し保險金の元本は支拂年數に應分したる同一額を支拂ふものである。從つて受取人

の實際に受領する金額は、元本の減少に伴う利息の減少額だけ減ざるを得ない。

(2) Limited Income.
此の方法は一定年数を限りて、一定金額を支拂ふものである。

(3) Life Income.
保険受取人の生涯一定金額を支拂ふものであるが、其の金額は保険金支拂事由發生の時に於ける保険金受取人の年齢を標準として定められ、其の後何年間、例へば十年、十五年、二十年間支拂を保證し保證期間内に受取人が死亡した時は正當なる其の権利の承繼者に支拂はれ、保證期間を経過するも尙受取人が生存する時は其の生涯同額を支拂ふものである。

前記三種の方法を通じ一年間の支拂金額は之を毎月拂、三ヶ月拂、半年拂、年拂等何れとも受取人が指定する事を得るものである。

(4) 信託による支拂

受領保険金につき信託契約をもつて各別の事情に適應する支拂方法を定め、之に従つて支拂はるるものである。
以上四種は保険金支拂方法の差異に基く區別であるが、保険金支拂事由の發生したる時より、實際に支拂を爲す時間は、保險會社が保險金受取人の爲に金錢の信託を引受け之を實行せると異なる。殊に最後の信託契約に基く支拂方法の如き、被保險者死亡の混雜時に於て煩雜なる手續及現實の金錢の授受を省き得て受取人の爲に頗る妙であると言ふのである。之に對して信託會社側は曰く、

一、最近經濟界の發達と共に各種の業務は分業によつて益其の能率を擧げて居る。

而して保險業務と信託業務との如き相異なる二業務は固より兼業に適しないものである。元來保險會社は Estate を創る所であつて其の管理處分は須らく之を本業とする信託會社に委すべきである。かくてこそ健全なる經濟界の發達が期せらるるのである。

二、信託契約に基き受益者に對する義務を履行するに當り受託者としては容易ならぬ法律上及實際上の困難がある。保險會社は此等を處理するが爲めの機關でない

から従つて不完全不適當なるは言ふを俟たぬ。殊に信託契約に基き受益者の教育監督其の他適當に生計を維持せしむるが爲めに支拂ふ金額の増減等の如きに到りては之を本業とする信託會社ならでは到底親切には出來ない。

三、保險契約が數個の保險會社との間に締結されて居る場合には信託契約も亦各別に締結さる事となつて甚だしき不便を感じざるを得ない。

四、受領保険金以外の財産は之を受領したる保險會社に對し其の受領せる保険金と合して同一の信託とする事が出來ない。然るに多くは被保險者の死亡に因り受領保険金と共に其の遺産を信託するのが普通であるから此の點に於ても保險會社の信託事務引受は不便である。

五、受託會社破産の場合に於て信託會社に

完全不安心なるを免がれない。

以上は保險信託引受に對する保險會社及信託會社の優劣に關する論旨の大要であるが理論上保險信託は信託會社の業務たるに最も適するものであると思ふ。又米國の實際に於ても引受に努力せる會社もあるけれど、最近保險信託業務は殆んと信託會社の專業となつた様である。

我國に於ける保險信託上の諸問題と保險信託は保険金受領の權利（異説あるも金錢債權なりと信ずるが故に金錢債權として論ず）を信託し、信託會社をして之が保全實行に任せしむる契約であつて、保險契約者は保險契約に基き、信託會社を保険金受取人として指定するか、又は既に指定せる保険金受取人を信託會社に變更するか、によりて金錢債權の信託を爲すものである。信託法第一條に「本法に於て信託と稱するは財產權の移轉其の他の處分を爲し云々」規定して居るが、保險信託は右の條文に所謂「其の他の處分」の好例を爲すものである。蓋し保險契約者は自己の有する保険金受取人の債權を信託會社に移轉するに非ず、保険金受取人の指定又は變更によりて信託會社をして保険金受取人の權利を取

(1) 保険料支拂資源を伴ふ保險信託
(Funded Life Insurance Trust.)

(2) 保険料支拂資源を伴はざる保險信託
(信託會社に保険料支拂義務なき保險信託)

(Unfunded Life Insurance Trust.)

の二種の區別を生ずる。

保険料支拂資源としては(1)金錢、有價保證券が最も普通であり又最も此の目的の爲に適當である。然し乍ら有價證券と雖も尙幾多の不便を存するものであるから結局保険料支拂資源としては金錢を信託するに如くはない、蓋し保険料支拂資源としての有價證券は之を信託會社に對して有價證券の信託とする事が最も合理的であり、委託者を始め受託者たる信託會社及受益者も、有價證券が信託せられたる場合には支拂保険料の不足滯納に基く保険契約の失效につき不安を感じないが、遺憾乍ら有價證券の信託は信託するが爲に比較的多額の費用を要するものであるから、特に保険料支拂資源として之を信託會社に一時提供するに過ぎざるが如き場合に於て、單な手段の爲に多額の費用を投するは多くは委託者の欲せざる所だからである。

然らば此の有價證券は信託會社に對して保護預けと爲すべきか、保護預けとなす時は信託するに比して遙かに費用の節約を爲す事は出來るけれども、共信託に比して保険料支拂の確保せらるる程度に於て遙かに遜色を有し且つ保険料支拂の止みたる後に於て、保護預けしたる有價證券自體の處分を爲すに當り、信託するが如く豫め自由に之を指示して置く事も出来ない。此の如く保険料支拂資源としての有價證券は有價證券自體の性質としては此目的の爲に適するけれども、信託會社をして之を保持せしむる保持の形式に於て現状では尙充分なるを得ない。假りに有價證券信託に要する費用を辭せずとするも、有價證券の種類性質により、或は株式に於ける配當の低下、社債借換による利息の低下等ありて信託するも必ずしも完全なりと言ふを得ぬ。

而かも信託會社は一方に於て保険信託に基き保険會社に對し保険料支拂義務を負擔し乍ら他方に於て財界不測の變動に因る支拂保険料の不足を來たす虞あり、現時の財界は殷鑑を眼前に示すが故に是亦單なる杞憂と爲すを得ない。此く觀する時は保険料支拂資源としての有價證券には幾多の不便を藏するものと言はざるを得ない。故此の目的の爲には別途に金錢の信託を爲すが最良の方法である。即ち信託會社が指定金錢信託に對して從來支拂ひたる収益率を基礎とし、保険料の年額を毎年支拂ひ得べき元本金額を計算し、此の金額を信託會社に信託し、其収益を以て別に定むる保険信託の保険料支拂に充て、保険料支拂の止みたる後に於ては該金錢信託の元本及収益は之を如何にすべしと指定し置く時は、之によ

よりて能く保険料支拂資源としての目的を達する事が出來る。然し乍ら指定金錢信託に對して信託會社の支拂ふ収益率は固より一定せず、又保険料の年額も配當によりて漸減するものあり、從つて最初に信託すべき金錢信託の元本金額の決定は到底概數たるを免れない。

保険料の支拂を確保するが爲には此の概數は金錢信託収益率の低下を豫想して充分の餘裕ある決定を爲し置くの外はない。茲に於て保険信託の委託者は、單に保険信託を爲さんとする目的の爲めに此の如き別途の指定金錢信託を要する事となるから、充分なる資力ある者に非ざれば之を喜ばない。現在の資源附保険信託の缺點も亦此所に存する。

資源を伴はざる保険信託、換言すれば信託會社が保険料支拂義務を負擔せざる保険信託は保険契約者が保険料を納付し、保険證券と共に毎期の保険料領收證は受託者に交付して之を保管せしめ、保険事故發生したる時は受託者をして遲滞なく、保険金を受領せしめ、豫め定めたる保険信託約款に従つて之が管理處分を爲さしむる契約である。保険支拂資源を

作はざるが故に之に伴ふ困難なる問題を生じないのは勿論であるが、凡そ保険信託の本質に關し、詳言すれば受託會社が保険金受領を爲す前後に於ける信託の性質に關し頗る面倒な問題の生ずるを免れない。

保険信託の本質に關する見解

保険信託とは前述の如く保険契約者が保険金受取人を指定又は變更して、信託會社をして保険金受取人と爲らしむるによりて之を爲すものであるから、保険信託契約が成立する時

は信託會社は之によりて其の保険金受取人と

しての権利を取得する。茲に於て先づ(1)信託會社の有する保険金受取人の保険金請求権は如何なる性質の権利なりや。

(2)之を金錢債權なりとすれば保険信託とは即ち金錢債權の信託に外ならず。然らば金錢債權が保険金支拂事由の發生に因りて金錢となりたる時は此の時金錢信託となるものなりや。果た依然金錢債權の信託として考ふべきものなりや。(3)金錢債權の信託なりとして其の信託價格如何。等の問題を生ずる。今前記の順序に従つて其の概要を左に略叙する。

(1)保険信託の物體たる権利の性質如何。從て之に適當する整理方法如何。

保険信託の物體たる保険金受取人の保険金請求権は保険事故發生前に於ては未だ確定せらる純然たる債權に非ず。一種の停止條件附金債權なりとするを以て通説とする即ち保険金受取人は保険會社に存する保険料積立金の上に直接何等の権利を有しない。

從つて保険金受取人の債權者は債務者たる保険金受取人の有する権利より何等の換價し得べき現在の利益を取得する事は出來ない。

其の以前に於ては、單に其の時に於保険金の給付を請求する権利は保険事故發生後に於て初めて取得するものであつて未だ確定せずと雖も譲渡の目的と爲すを妨げない。尤も被保険者死亡前の未確定中には之を譲渡し得ずと主張する學者もあるけれども通説に従つて譲渡し得るものと解する。然る時は保険信託は保険契約者が信託會社を保険金受取人として指定又は變更

するによりて之を爲すものであると前述したが、更らに保険金受取人の権利譲渡によって尙之を設定する事が出来る。然し乍ら此の権利の譲受人は固より譲渡人以上の権利を取得するを得ざるのみならず、保険金受取人としての資格を取得するものでもない。譲渡人が尙此の資格を保有するものであるから信託會社が保険信託の引受を爲すに當りては固より此の権利譲渡の方法によらざるをと可する。尤も保険契約者が保険信託の委託者となりて之を設定するの外はないから、権利譲渡の方法によりても尙保険信託を設定し得るものなる事を茲に附言した次第であるが、権利の譲受人が保険金受取人の指定變更権を留保せず、指定變更を爲し得ざる場合には保険金受取人が保険信託の委託者となりて之を設定するの外はないから、権利譲渡の方法によりても尙保険信託を設定し得るものなる事を茲に附言した次第であるが、権利の譲受人が保険金受取人の資格を有せざる結果は告知義務の所在其の他の點に於て極めて面倒なる關係の生ずるを免れない。

之を要するに保険金受取人の指定變更に依るも其の権利譲渡に依るも、保険信託の設定によりて信託會社の取得する権利は前述の如く單なる期待權に過ぎないものであつて殊に保険契約者が保険金受取人の指定變更權を留保せる場合に於ては假令現實に此の権利を行使せずとも受託者の有する権利としては全く不確定なるを免れない。

此の點に着眼して保険信託を最も簡易に取扱はんとする者あり。即ち論じて曰く

信託會社の有する保険金受取人の権利は既に確定せる純然たる債權に非ず。此の

如き薄弱不確定なる権利に對し面倒なる手續を履踐し而かも後述するが如き困難

なる問題を生ぜんよりは寧ろ單に保険證券の保管のみに任じて信託會社を保険金受取人と爲さず、保険金支拂事由の發生したる時は、保険金受取人の代理人として保険金を受領し之を指定金錢信託と爲す旨の豫約を爲すに如かず、と。此の方法による時は(1)後述するが如き困難なる問題を排除し

(2)事務の整理を簡易にするの利益あれども(1)保険金受取頭前に於ては未だ信託契約なく、保險信託の委託者は多くは被保險者にして保険事故發生の時には生存せざる事多きが故に生前に信託契約を締結し置かざるに於ては、信託の目的達成に就きて甚だしき不安を免れざるべき

(2)信託會社を保険金受取人と爲すものに非ざるが故に之を保險信託と稱するを得ず。茲には保険信託に就きて論ぜんとするものなるを以て此の方法の當否に就きて更らに論評する事を欲せざるも前述何れの點よりするも保険信託の適切なる解釋、妥當なる整理方法と言ふ事は出來ない。

(2)金錢債權の信託と金錢信託との關係

信託會社が信託の引受を爲したる時の受入れたる財產の種類に従つて之を整理しなければならない。故に保険信託は此の點に於て金錢債權の信託である。されば保険金支拂事由の發生によりて信託會社が保

險金を受領するも受領したる此の金錢は尙金錢債權の信託として整理せられ金錢債權の變形したものと之を見るのが最も合理的である。然し乍ら保険信託の委託者が保険信託を爲す所以のものは一に受領保険金の有利なる



(照參報友校) 森氏よりの繪葉書

特定金錢信託とするのが最も有利である。

特定金錢信託及指定も特定もなき金錢信託の有利確實ならざるの點は茲に論ずる餘裕を持たないが、受託者が受領したる保険金を依然金錢債權信託の管理處分によりて取得したる金錢にして、金錢信託に非ずと見ることによりて凡そ次の如き不利益なる結果を生ずる。

(1)金錢が受託者の手中に存するけれども金錢信託契約に基きて取得したる金錢に非ざるを以て金錢信託としての取扱を爲す事が出来ない。

(2)金錢信託に非ざる金錢は他の金錢信託に屬する金錢と合同運用を爲す事が出来ない。然るに信託財産たる金錢の運用は他の信託財産たる金錢と合して一大合同資金として運用しなければ有利とはならない。若し少額資金を單獨に運用するとならば(1)適當なる運用方法の發見に手續費用及日時を要し(2)爲めに遊資の期間を長からしめ(3)其の間の費用損失を單獨に負擔し(4)資金額と運用額との不一致を來たし(5)是等の缺點を補はんとするを得ない。

(3)金錢信託に非ざる金錢に對しては信託會社は其の運用中に生じたる損失に對し元本の補填及利益の補足を爲すべき旨の契約を爲す事は出來ない。之れ金錢信託中指定金錢信託に就いてのみ認められたる特則だからである。

(4)金錢信託に非ざる結果貸付信託としての取扱を爲す事が出來ないから税法上の

不便不利益を免れない。

保険信託の本質に關し金錢債權を以て終始一貫すと爲す見解を探る時は大要右の如きである。好ましからざる結果を來すが故に保険信託は金錢債權を受入るゝも、保険金を受領したる時より金錢信託となるものなり。との見解を持て上述の不利益を免れんとする者がある。若し此の見解にして不合理ならずば解し得て妙なり。と言ふ事が出来るけれ共此の説に對しても大要次の如き缺點を擧げる事が出来る。

保険金受領の時より金錢信託に轉換するものなりと言ふも、金錢信託とは金錢を受入れ金錢を以て受益せしむる信託である。然るに保険信託に於て信託會社が受け入れたる財産は金錢債權である事は争はない。若し保険金受領の時に於て金錢債權の信託は終了し、金錢を拂渡したる後に於て新しく金錢を受入れたるものと考へざるを得ない。かく金錢の授受あつたものと擬制して新たに金錢信託を引受けたるものとせば、後の金錢信託は金錢債權の信託とは、全然別個の契約とならざるを得ず。然る時は此の金錢信託の契約項は之を如何にすべきか。又其の委託者は何人となるか。若し保険金受領の時に於て金錢信託と爲すべき旨の特約ある金錢債權の信託を最初に引受けたるものなりと解するも、なほ(1)金錢債權の信託に定められたる信託期間は金錢信託の信託期間と固より同一に非す、(2)被保險者たる保険契約者が締結したる保

信託にありては被保険者が死亡したる後金錢信託の委託者となる結果を生ずべく、(3)更に金錢債權の信託が終了せらるの結果信託法の定むる信託終了の手續を要する。

以上の如く保険信託は保険金を受領したる時に金錢信託に變更せらるるものなり。と考へるには種種の不合理及び甚だしき無理があるから、此の見解も之を容る事は出来ない。茲に於て更に考案を立て、指定金錢信託契約を爲し其の後金錢を追加したる時は同一條項に従つて同一信託に屬せしむべき旨を特約し置き、別に生命保険債權の信託を爲し債權の取立を了したる時は其金錢は右基本金錢信託に追加する事を以て其の信託の目的と定め置く事によりて前述の弊を免れんとする者がある。然し乍ら此の考案を以てするも尙固より完全と言ふ事は出來ない。即ち(1)生命保険債權の信託を爲さんとする當事者は此の案による時は、基本たるべき追加式指定金錢信託契約及金錢債權信託契約の二契約を締結する事を要し(2)保険金を追加する當事者は金錢信託の委託者と同一人なる事を要するが爲め或は右二個の契約とも保険金受取人を以て委託者とし、信託會社は其の權利を譲渡せらるるによりて信託を引受くるの止むなきに到るであらぶ。従つて既に前述せるが如く信託會社が保険金受取人となるものに非ざるが故に幾多の不便不安を免れざる等の缺點を有する。

以上保険信託の法律的構成につき
(1)信託と見ず保険金受領の時信託と爲

すの豫約を爲すものと解する見解

(2)金錢債權の信託として終始一貫すべきものなり、との說、

(3)保険金受領の時、金錢信託に轉換する見るもの、

(4)追加式金錢信託と受領保険金の追加を目的とする金錢債權の信託と併用せんとする說、

右の方法又は見解につきて其の大要を略述した。(未完)

在倫敦本學留學生林太郎氏より編者宛に左の通り通信に接した。

在外校友通信

前第六十二號本學報に於て價値の主觀説を主張して置いたけれども未だ足らざる所多く遺憾の點が多いので茲に最大流行のマルマスの勞動價値説の批判と共にその補足を試みる次第である。

マルマス勞動價値説に對しては先頃東大の土方教授と慶大の小泉教授とが排撃論を試みられたが多少的外れの感があるので自分は茲に獨自の立脚に於てその批判を試みることとしよう。

○

價値は慾望論よりすれば慾望充足に際して發生する問題であつて而してその慾望は各個人の慾望であつて社會全體としての慾望ではないから價値は個人的である。乍然此の個人的使用價値と客觀的使用價値は自分の主張的使用價値と主觀的交換價値と客觀的使用價値と客觀的交換價値との四種に細分して論ずる學者があるが客觀的使用價値は自分の主張する機能と同一であり客觀的交換價値は取引によつて存在するに到つた對價又は價格であるから殘る所の主觀的使用價値と主觀的交換價値が價値問題としての主要點がある。主觀的交換價値は前編に於て論じた如く主觀的使用價値の對比として言ひ表はされるものであつて歪められたる主觀的使用價値に外ならぬものであるから交換價値なる特殊名稱を必要とせぬ。

一般に考へらるる交換價値は財貨の交換力或は購買力の事であつて客觀的交換價値即ち價格又は對價として實在するに到るものであるから價格として取扱ふのが理論上至當とせねばならぬ。又後段説く如く使用價値と對立すべきでなく單に見方の相違による名稱の差に

在倫敦本學留學生林太郎氏より編者宛に左の通り通信に接した。
九月九日、其後は失禮して居ります、出發の節は色々御厄介になりました。御蔭様で去月廿日當地に着きました。先週テムズ川の上流の田舎に落きました。來て見れば左程でもなしでちよつとも驚きません。御地は未だ殘暑の厳しい時で御座いませう。如何で御座いますか、御尋ね申上げます。毎日野球部の其後を心配して居ります。何れ運動部の諸兄に御参考になりさうなものをお聞知したいと思つて居ります——後略

——(佳所は本號學內報參照)

在ボストン校友藤本卯吉氏より學報局編者に宛てあつた通信を紹介すれば、
九月十七日、霜村様、大變御無沙汰いたしました。小生ボストンへ來てから二週間餘になります。もう慣れてしまひました。憧れの都ボストンはやはり價値がありました。美しいビジネス・スクールはチャーチス河に沿ふて建てられてゐます。立派なライブラリーで勉強してゐると全く一人でこんなに暮まれることの空恐ろしさを感じます。(以下第九頁下段)

過ぎないのであるから交換價値なる呼稱を守する必要は毫も存在しない。然るに無理矢鱈に交換價値を主張するためには使用價値との背離を來たし、ために理論發展上チレマンに陥るのである。マルクスも亦此一派の例に洩れぬ一人であつて敢へて珍とするに足らぬ。遠くは之れ近くはカツセル等は使用價値を全然放棄して交換價値或は購買力をのみ採用して價値論の解決を計つたのは或意味に於て成功もあり得るし又マルクスよりも賢明である。

經濟價值に就て(後編)

關西大學講師 武田鼎一

前第六十二號本學報に於て價値の主觀説を主張して置いたけれども未だ足らざる所多く遺憾の點が多いので茲に最大流行のマルマスの勞動價値説の批判と共にその補足を試みる次第である。

マルマス勞動價値説に對しては先頃東大の土方教授と慶大の小泉教授とが排撃論を試みられたが多少的外れの感があるので自分は茲に獨自の立脚に於てその批判を試みることとしよう。

價値は慾望論よりすれば慾望充足に際して發生する問題であつて而してその慾望は各個人の慾望であつて社會全體としての慾望ではないから價値は個人的である。乍然此の個人的使用價値と客觀的使用價値は自分の主張的使用價値と主觀的交換價値と客觀的使用價値と客觀的交換價値との四種に細分して論ずる學者があるが客觀的使用價値は自分の主張する機能と同一であり客觀的交換價値は取引によつて存在するに到つた對價又は價格であるから殘る所の主觀的使用價値と主觀的交換價値が價値問題としての主要點がある。主觀的交換價値は前編に於て論じた如く主觀的使用價値の對比として言ひ表はされるものであつて歪められたる主觀的使用價値に外ならぬものであるから交換價値なる特殊名稱を必要とせぬ。

一般に考へらるる交換價値は財貨の交換力或は購買力の事であつて客觀的交換價値即ち價格又は對價として實在するに到るものであるから價格として取扱ふのが理論上至當とせねばならぬ。又後段説く如く使用價値と對立すべきでなく單に見方の相違による名稱の差に

A B 兩人が甲乙兩品を交換するのは自己にと

り使用價値の小なるものを渡して大なるものを受けけるがためである。換言すればA又はB各人が主觀的に各自の生活の維持發展に最も適合するものを得るために適合する程度の小なるものを與へることによつて交換の目的を達するのである。故に自己にとつて使用價値の零なるものを與へて零以上のものを得ることが最も合理的であると言ひ得る。此の理論に従へば交換價値の存在なくとも十分交換の原理を説明することが出来る。

尤も前述の合理主義を現代の社會觀念に則せぬものとして排除する學者もあるが社會一般の發達は各個人の發達の反映であつて各個人の發達は各個人の個性の最も容易に進歩し得る方面に伸展せしむることによつて成就するものであるから強制的に業務に從事さずよりは各人の選擇に任かせてその最も好む所に向はしむるのが得策である。従つて財貨の生產消費交換に當つても社會の平衡を害せざる限り自主的行動を許すべきであると信ずる。此の如き行動を利己心の一點張を以て解釋することは間違である。社會の一員としてその各自の生活の維持發展を計るには社會正義の許す範圍に於て最も合理的に行動せねばならぬ自分が價値は常に歪められたる價値であると云ふのは斯の如き意味をも包藏するものであつて主觀的に最も自由なる批判を行ふことは社會的環境が許さない。従つて流通經濟乃至は交換經濟に於て使用價値の零なるものを與へて零以上或は十或は二十のものを得ようとも反正義論を以て非難するは當らざること遠しと云はねばならぬ。

は需要者側より見れば使用價値であると云ふのは物の表裏を言ひ現はしたのであつて其物の本質を説明したのではない。單に觀點の相違による名稱の相違に過ぎないからである。鏡は人の姿を寫すものであるが裏からは姿は寫らない、それで裏から見たら鏡でなくなると云ふことは一般に常識として許さるるだらうか。交換價値論者の一考を煩はしたい。

る人間勞働の結晶であるとマルクスは言つて居る。即ち價値とは勞働の凝集であると。乍然これはマルクス一流の言葉遣ひの奔放なための脱線であつて悉細に吟味すると次の様な順序を経べきものと思はれる。

して居るものであり彼自身も亦その前後撞著に自覺して居ながら政策のために勞働實體説を強調したのではないかとも思はれる。若し彼にして自己の理論の開展中の矛盾に氣付かざりしとせば其は彼の罪にあらずして彼の○ンドン生活の罪かも知れない。

マルクスの所謂單純なる或は普遍的乃至抽象的人間勞働は價値比較の共通單一基底を求むるがために案出されたる理論である。何故に斯の如き勞働のみを採用せねばならぬかは彼自身の價値理論にのみ生ずる餘儀なき結論としてであつて一般に通用するものではない。

一般的には寧ろ平均勞働としての勞働を採用する方がよいかも知れない。

は需要者側より見れば使用價値であると云ふのは物の表裏を言ひ現はしたのであつて其物の本質を説明したのではない。單に觀點の相違による名稱の相違に過ぎないからである。鏡は人の姿を寫すものであるが裏から姿は寫らない、それで裏から見たら鏡でなくなると云ふことは一般に常識として許さるだらうか。交換價値論者の一考を煩はしたい。

マルクスはその著資本論第一巻の初頁以後數十頁に亘つて價値論を試みて居るがその中に勞働が有用なる所以は勞働の支出さる目的物たる商品が使用價値たる限りに於てあると云ふ意味を述べて居る。マルクス勞働價値説の排撃は此の一點を捕へることによつて容易に成功し得るのである。他の學者が正面攻撃をのみ事とする故に難攻不落なるかに見ゆるマルクス城も此の搦手から攻めることによつて極めて易しく落すことが出来る。以下詳細その理論を盡すであらう。

る人間勞働の結晶であるとマルクスは言つて居る。即ち價値とは勞働の凝集である。乍然これはマルクス一流の言葉遺ひの奔放なる順序を経べきものと思はれる。客觀的なる使用價値より各商品の特異質を抽出して見れば残る所のものは各特異の用途での差別を撤廃したる單純なる有用性であるから此の殘基たる有用性が價値たるべきだがその有用性を勞働のみによつて與へられたかに見ゆるが故に價値を勞働によつて生ずると推論し而して單純なる有用性に對しては勞働も等しく單純なる抽象されたるものでなければならぬとした結果が價値を單一なる人間勞働の結晶であると云ふことに成つたのである。乍然此の如き推斷は商品が使用價値たる限りに支出された勞働が有用であると云ふ人間勞働の論と矛盾する。勞働が支出された故に價値が生ずるのであるか使用價値が存在し得る故にそれに支出された勞働が有用であると云ふ人間勞働が有用になり從つて勞働が支出されるの

して居るものであり彼自身も亦その前後撞著に自覺して居ながら政策のために勞動實體説を強調したのではないとも思はれる。若し彼にして自己の理論の開展中の矛盾に氣付かざりしとせば其は彼の罪にあらずして彼のロンドン生活の罪かも知れない。

マルクスの所謂單純なる或は普遍的乃至抽象的人間勞働は價値比較の共通單一基底を求むるがために案出されたる理論である。何故に斯の如き勞働のみを探用せねばならぬかは彼自身の價値理論にのみ生ずる餘儀なき結論としてであつて一般に通用するものではない。

一般的には寧ろ平均勞働としての勞働を探用する方がよいかも知れない。

○

價值先行の法則に類する論理を佛國大學派に於ても唱へて居るけれども未だ自分の主張する程度に迄發展させて居ない。本法則は一般價値理論のみならず地代論にも適用出来るものである。リカードーの差益地代もマルクスの絶對地代も共に該法則によつてのみ完全に理解し得る。絶對地代は資本組織の低級にして不變資本が可變資本に比して比較的少なき活果發生するものではなく地代を仕拂ひ得る丈の生産の剩餘の見込が光る成立して後に耕作が行はれる結果である。差益地代にあつても穀物の需要が多くなる結果價値の増加を先在條件として耕地限界の下降が行はれるから發生の餘地が與へられるのである。穀物の需要増加はその價値を騰貴せしめ從つて生産費の増加を許すがために其所に耕地の擴張が行はれるが然しその騰貴は絶對的でなく相對的にも限界下降の條件たり得るものである。一

に行はる農産物の價は最高生産費によつて定まると云ふ譯も價値内にて許される最高程度の生産費迄生産が續行されると言ふ事の逆説であつて原因と結果が全然顛倒したる言ひ現はしだある。

次ぎにマルクスは使用價値を客觀體として取扱つて居るのであるから價値即ち有用性は商

品の屬性として取扱はれる筈である。商品の屬性であるとすれば價値は商品の減損滅失によるらざる限り減滅せない筈であるにも拘らず、より時により所により或は増減し或は減失する實際現象を如何にしてマルクスは説明せんとするのであるか。流行の變化による商品の廢棄は吾人の時々目撃する所である。茲に於て價值主觀説の正しきことが立證さるるのである。

マルクスは交換價値は量の問題であつて使用價値の質の問題と獨立して取扱ふべきものだと主張する。之れはマルクスのみならず現今にても此の説が多く行はれて居るのであつて

敢てマルクスのみを責める必要はない。乍然二物が交換されるは二物の分量が等しきが故でなく二物の價値が客觀的等價形態を執るからである。従つて交換價値を比率として考察するとしても分量上の比率でなく價値の比率として取扱はねばならぬ。然るにマルクスは量に執著するために交換量の比率に於て交換價値を考へ而して交換量の比較をなすには等型の共通條件の存在を必要としてその共通條件に勞働量の等一を採用したのである。如何にも銑鐵一噸とリンネル二十ヤールとの交換に於てその質に於ても量に於ても共通の要素

であるから慾望が
價値發生の原因で
あることは贅言を要せぬ。而して慾望を量的
に考察して交換兩当事者の慾望の大きさが客觀
的に等しき時に交換が成立するものである。
主觀的には勿論相異なるべきではあるが、マ
ーシヤルの所謂購買者剩餘が互に相等しき時
に交換は起り得べき可能性が最も多いと言ひ
得る。かるが故に交換の原理を量的解釋に求
めんとするならば慾望の量にその根底を置か
ねばならぬ。

乍然交換兩当事者の慾望が必ずしも等量たる



(昭和二十一年六月二日) 二二二

然の環境は多く社會的環境を支配して間接的に價值問題を支配すると見れば見られぬこともないで自分は複雑を避けて社會的に歪みたるとのみ記述する次第である。

勞働量の等量の理論を建設するためにはマルクスは勞働にも附隨するあらゆる質的條件が價値の等量形態成立を亂すを以て之れを排除して等一なる姿に於ての勞働として抽象的人間勞働なる理屈を考へ出してその量をのみ採用

したのである。乍然マルクスの言ふ如く交換には量の問題が附隨するけれども又決して彼の言ふ如く質の問題が等閑に附せらるる譯はない。質と量との相乘に於て問題となるのである。熟練勞働と不熟練勞働により同質材料による製品の價値又は同一熟練程度の勞働による異質材料の製品の價値は互に相異なる事實は何人も否認し得ない事柄である。勿論同一熟練程度に於て同一素材に加工する場合は支出勞働量に比例して價値も亦相等しかるべきは明かであるが此の如きは一般的理論の例證として採用すべき事象ではない。不熟練勞働と熟練勞働との比を單一勞働量の倍數を以て言ひ現はすべしと言ふもその倍數率は如何にして決すべきか。時間を以て測定さる單一勞働に對し勞働能率を時間に換算して倍數とするることは出来るかも知れぬがそれは同一種の勞働に對しては言ひ得るも異種の勞働に對しては如何にして計量し得るだらうか。社會の實際に於て勞働の質による商品價値の相違は常に見る所であつて之れを否認し又は看過することは許されない。又他面商品の質の原因たる素材の質も價値相違の原因として見ることも出来る。即ち商品の價値批判の客觀的原因としては勞働と素材との質並に量が相乘的に作用することは常に實見する所である。マルクスも商品は勞働と素材との合成なることを承認して居るのだから素材を捨てて勞働のみを採ることの不合理位は知つて居る筈であるがリカードーの影響を多分に受けて居たために遂に素材の質量に於ける價値問題を等閑に附したのかも知れぬ。乍然マルクスの斯の如き價値の拆出法は水は酸素と水素よ

り成るにも不拘酸素或は水素のみを水の實体となすに等しき獨斷論である。

○
客觀的存在たる商品をその機能の故に需要されるのであつてその實在の故に需要されるのではない。マルクスが商品を使用價値として映すと云ふ表現法を探つたことは正しい事である。乍然彼の云ふ使用價値即ち機能は真の價値とは全然別個の存在である。實在界の機能に慾望が働いてそこに價値が觀念界に發生するのであつて價値問題に於ては慾望は主であり機能は客である。客たる機能の發生には商品に關する限り素材と勞働が關係するから機能或は客觀的使用價値の發生原因として素材と勞働とが列舉されるに反対する理由はないけれども機能の原因として單に勞働のみを採つて素材を捨てることは許されない。フオイエルバッハその他唯物論者の價値をすべて機能又は客觀的效用であつて純粹の價値として成立するものではない。茲に到つて勞働のみが機能の原因たり實體たることが許されないのでのみならず價値問題に於ても客たる位置を占むるに過ぎないことが了解されたと信ずる。

然しながら此所に残されたる問題はマルクスの商品有用性説である。有用性説は前編に於て論じたる如く性質として大小の批判を受くべきではないからさうしても大小ある量的表示の可能な性能又は能力として考へる必要がある即ち有用能力とせねばならぬ。此點に於てもマルクスの有用性説は一般有用性説と共に缺點を有するものである。

マルクス勞働價値説は價値先行の法則により

並に質量協働説により更に又勞働の機能原因

説によつて完全に打破され排斥され盡したと云つて差支へない。彼の價値説は純理論として既に死滅せるものであつて五十年後の今日事新らしく經濟原理の問題とするに足らないのであるが唯彼の價値論中配分問題に關する剩餘價値説は注目に價するものと言はねばならぬ。乍然剩餘價値は自分等の立場からすれば剩餘所得であつて剩餘價値ではない。商品販賣上から收得さるる剩餘は觀念界的問題を離れて實在界に入つての問題である。

剩餘價値とし又は所得としてもかかる剩餘は

勞働の支出されたるために生ずるのではなく、

讀者の参考ともならば幸甚である。

○

前號本誌に森川氏の土方氏經濟價値論が發表されたのを拜見したが自分も土方氏より價値理論に關する書籍の惠送を受けて嘗て大に熟讀したけれども遽かに博士の説に賛成することは出來ない。博士の經濟の意義は「社會の一員としての人々の間に社會に於ける總存在の一部としての財貨の配分」であると言ふの

であつて從つて經濟價値は「全體の一部」としての財貨を全體の一部としての人々の間に配分する關係的重要性であるとする様である。

此の説のヒントは塊國のシュンペーターの説

に得たものようである。かかる重要度は何人によつて決定さるかが問題であつて個人

の主觀的効力を容る餘地が理論的に發見され

ない。自分は價値の主觀性を主張するを以て

斯の如き配分價値説には賛成しない。博士が

配分價値を主張する前提は配分經濟に在るの

で其の配分經濟は經濟の意義を從來の如き財

貨の獲得利用とするが如き狹義に失する缺點

より逃れしめんとする企圖から生れ出でた理

論の產物であつて價値論として初めから生れ

出でたものではないのである。經濟を廣義に

解するならば配分價値説は不必要となるのであらう。(三、九、二六)

正誤=前編冒頭より第六行目の價値は價格の誤なり。第五頁の人口數は六千一百万人と六千

二百万人の誤なり。第二十一頁の末尾限界

價値説は勞働價値説の誤なり。序章茲に訂

正す。

(編者記) 在外校友諸氏の御健勝を祈り此後も有益なる御通信各國大學の實情等續々御通信あらん事を希望いたします。

Mr. U. Fujimoto, c/o Miss. Margaret Brennan,
24, DeWolf st., Cambridge, Mass., U. S. A.

確かに米國は金ざへあれば天下の樂園です。住心地のいゝ所だと思ひます。住めば都の例に洩れず日本人である自分が日本人であることを忘却してしまふ位です。貴兄も早く渡米されむことを心から期待してゐます。

尙諸兄に宣教御傳言下さい。小生只今左記の所へ下宿してゐます。時折内地の模様御一報あらむことを。

昭和三年度本學校友會名簿作成の都合有之候につき各位の現住所勤務先等に御變動有之候向は本月末日迄に御一報相煩はし度、本年度

は右名簿局に於て編纂可致候へば、從前通り福島學舎内關西大學校友會若くは弊局宛直接に御報被成下度御願申上候

尚、從前の名簿中、御住所欠缺致居候仁の御各地支部にて該支部員の住所移動その他動靜御承知の友人、知己諸卿はなるべく右御

報方御取計ひ賜はり度此儀併せて願上候御一報に預るを得ば一層幸甚と存候

昭和三年十月
上書説く所によつて小泉土方兩教授のマルクス勞働價値説排撃論と異なりたる見地に於て排斥論に成功したと信ずるのであるが多少共

三頁上段第三行目價値が云々の上へマルクス學徒を除けばの十字加入の事。(完)

學
內
報

第二學期授業開始

本學年度第二學期授業を左の通り開始した。

學部各學科各學年共

九月十一日より

大學豫科各學年共

九月十一日より

專門部各學科各學年共

九月十一日より

教員嘱任

今回左記諸氏を本學教員に嘱任した。

專門部講師

國漢文科 國語擔任 文學士 山脇 毅氏

矢島學生監上京

本學學生監矢島彪氏は去る八月一日より同十四日に亘る東京上野帝國學士院に於ける、全國大學高等専門學校學生生徒監に對する「思想問題に關する講演會」に列席聽講した。同講演會は主として官立諸學校の學生生徒監に對するもので私學よりの出席者は本學よりのみであつた由である。

講師は三上參次、藤井健次郎、河津逞、河合貞一、山川健次郎、高楠順次郎、陸軍省より井染錄郎少將、栗屋文部次官その他の諸氏で概講演會の摘要は近く書冊の形にして發行される由であるから、何れ本誌上に紹介する機を得ることと信する。

專門部補缺入學許可

本學期初頭本學專門部補缺學生を募集し、九月三日、四日に入學學科試験並びに同口述試問を施行、その結果左の通り入學を許可した括弧内は入學志願者數である。

法律學科第一學年	一五〇(11111)
經濟學科第一學年	六一(七六)
商業學科第一學年	六五(八五)
國漢文專攻科第一學年	三七(五九)
英文專攻科第一學年	四七(六〇)
計	三六〇(五〇一)

法律學科第一學年	一五〇(11111)
經濟學科第一學年	六一(七六)
商業學科第一學年	六五(八五)
國漢文專攻科第一學年	三七(五九)
英文專攻科第一學年	四七(六〇)
計	三六〇(五〇一)

高等研究科學生卒業

本學專門部高等研究科在學中の遠藤正一郎氏（大一五專經）は先般卒業論文『ソヴィエト社會主義聯邦露西亞共和國に於ける新勞働法中の結果、今般同科を卒業した。

第二回大學祭豫報

本年度行はるる第三回大學祭は來る二十八日千里山學舍に於て開催さることとなり、目下各委員は準備に忙殺されてゐる。本稿締切迄に決定を見た行事並に各係委員名は左記の通りである。

第三回關西大學「大學祭」行事一覽

日時 昭和三年十月二十八日(日曜)——(晴)

雨を論ぜず

場所 千里山 關西大學千里山學舍

一 運動競技會

午前九時ヨリ

二 講演會 正午ヨリ

三 音樂會 「大學祭」役員一覽表

委員	
設備係	(假裝行列ヲ含ム) 運動競技場
音樂係	河村(宣)矢口所水谷、武内堀、香阪、武藤、
接待係	矢島、馬場、
音樂係	小泉、中村、向、賀屋、木村、
賣店係	田邊、河村(信)片、
衛生係	大立、中村
宣傳係	向、正井、大坪、
桂、田所、山本、本莊、(鼎)	桂、田所、山本、本莊、(鼎)
記事係	新町、霜村、遠藤、
庶務係	松山、田川、木戸、松崎、
會計係	若松、矢島、馬場、
會計係	主田所、桂、山本、
連絡交涉係	主野村、

林留學生動靜	本學留學生林太郎氏は去る八月七日ロンドンに安着し、左記に宿所を決定せる由である。
Mr. Taro Hayashi,	右通告に接した矢島氏の光榮は元より、茲に錄して氏の光榮を祝すると共にその慶びを分たんとする次第である。
% Keu Dow,	一、即位禮當日賢所大前ノ儀並紫宸殿ノ儀 一、即位禮後一日賢所御神樂ノ儀
The Manse, Hersham, Walton-on-Thames, England. (第五十七號學內報參照)	一、即位禮及大嘗祭後大饌夜宴ノ儀
福島學友會幹事任命	右通告に接した矢島氏の光榮は元より、茲に錄して氏の光榮を祝すると共にその慶びを分たんとする次第である。
福島學友會幹事任命	本學協議員法學博士武田宣英氏は本學學部及び專門部に於いて陪審法を講ぜらることとなつた。因に同師は左記日割に依り來學せらるる由である。
講師 井上光氏	本學協議員法學博士武田宣英氏は本學學部及び專門部に於いて陪審法を講ぜらることとなつた。因に同師は左記日割に依り來學せらるる由である。
講師 井上光氏	今般安藤と改姓された。
講師 本莊鐵次郎氏	今般左記へ轉居された。
市外千里山住宅第二三號	市外千里山住宅第二三號

講師 矢口孝次郎氏 今般左記へ轉居された

府下吹田宮裏小笠方

西宮市池田町八七
教授 村上喜貞氏 住所(洋行中留守宅)左記

京都市下京區五條橋東大路東入五四一ノ二

校友の面影

大阪府警察部刑事科
庶務兼教護係長警

眞木益太郎氏

今秋の御大典に際し大阪府より奈良縣に出張
南寧ニ參照する光榮を寄ふ警官中、眞木益太

市村光恵氏 本學前講師市村光恵博士は去月二十七日病氣の爲逝去された。謹んで弔意を表する。

教職員觀月會

去月廿九日午後五時より千里山學舍クラブ、
ハウスに於て恒例の教職員觀月會を催した。
あいにく當夜は曇天の爲月の美觀を賞する事
とは出來なかつたが、出席者各自感想を述べ
極めて和やかに晩餐と共にし、和氣藹々裡に
散會した。因に當夜の出席者は左記の諸氏で
あつた。

增山忠次、岩崎卯一、野村次夫、中村鄧次郎、堀正人、新町徳之、藤澤章次郎、小泉幸治、大山彦一、加藤金次郎、高橋爲一郎、田所留二、山本順應、武内省三、霜村盛郷、本莊鐵次郎、賀來俊香阪次郎、遠藤銀、矢島彪、松崎義盛、田邊信太郎、若松新吾、田川七郎、矢口孝次郎、松山謙雄
河村信一以上諸氏(順序不同)

附屬第一商業學校彙報

陸上部報——本校陸上部員は今秋の各陸上競技大會に出場して必勝を期せんとの意氣凌じく八月の休暇を利用して大阪市立運動場にて毎日猛練習を積めり。
尙八月十日岡山競技大會に於て伊丹一雄（三A）選手は八百米決勝に第二着の成績にて入賞せり。

れたる人才、この度のことあるまた偶然ではない。清涼の氣充ち亘る仲秋の一日、氏を大坂府廳に訪ぶ。先づ慶びの辭を述べると、「先般防空演習の際に、宮様の警護に當つたのが機縁となつて、又今回の命を拜受しましたことは全く身に餘る光榮と存じてゐる次第です」と喜びの色を面に湛へ、請ふが儘に最近の感想を洩らされた。

「私の常々感じてゐることは、現代の青年達が餘りに心に裕りをもつてゐないことです。今少し人間味のある人間でありたい。潤ひを

A black and white studio portrait of a man in a military uniform. He is wearing a dark jacket with a high stand-up collar and four visible buttons. On each shoulder, there are two stripes indicating the rank of captain or major. He is also wearing a peaked cap with a plume. The man has short hair and is looking directly at the camera with a neutral expression. His right hand is resting on a surface, with his fingers slightly spread. The background is plain and light-colored.

照 近 の 氏 郎 太 益 木 真

もつてささやかなりとも人生を飾りたい、これが殊に現代の青年達を見る時に切實に思はせられる所です。青年はともすると自己を閑却し勝ちである。即ち自己以外のものを凝視することにのみ夢中になつて、肝腎な自己そのものをとんでもない所に放つて置いたりして何時の間にか自分にさへ解らない妙な時流に押流されてしまふといふやうなことが應々にしてありはしないか。時代の基調を形づくる經濟關係も勿論忽には出來ないが、人間を對

これを以て氏が如何に時代を洞察すること明く、青年を理解すること深きものあるかを知ることが出来よう。よく時勢の潮流を察して人心の機微を窺ひ、その炯眼と識量とを以つて時代に臨む氏の如き、寔に時代の識者であり、青年の指導者であらねばならぬ。氏は當年四十二才、令閨と二人暮しで現在も吹田に居住して居られる。趣味としては武術而も剣道は三段の強者とは人の知る所であらう。

ફાન્ડો

All kings, and all their favourites,
All glory of honour, beauties, wits,
The sun itself, which makes time, as
they pass,
Is elder by a year now than it was.
When thou and I first one another saw.
All other things to their destruction draw,
Only our love hath no decay;
This no to-morrow hath, nor yesterday;
Running it never runs from us away,
But truly keeps his first, last, everlasting
day.

校友彙報

友學友俱樂部移轉

阪神間關西大學校
阪神間に於ける校友並びに學友の親を計る爲さきに創設された前掲俱樂部は今回該本部を神戸市中山手一丁目柴田ビル内計理士奥田正雄事務所に移轉せる由である。

校友動靜

高砂恒三郎氏(大二三法)今般大阪商科大學内大阪商業研究所に入所された。
加邊力氏(明四四法)區劃整理のため事務所を東京市芝區西久保明舟町一九に移轉、引續き計理士業務に從事さることとなつた。
佐川貞一氏(昭二專商)目下神戸高商商業研究所調査部に勤務の由。
西山正雄氏(大二三法)氏は現在株式會社金剛印刷所取締役兼内外工商株式會社企畫課長の職に在る由。
井上清武氏(昭二大商)目下伊豫鐵道本社電燈課營業部に勤務。
山本小一郎氏(明四四法)宮崎縣警察部衛生課に勤務。
江口透氏(大二三法)今般東洋生命を辭し合名會社南商店に入社された。
關根進之丞氏(昭二專法)昭和二年等試験司法科試験に合格された氏は本年四月北區堂島中二丁目八に於いて辯護士を開業。
治常徳氏(大七法)今般警部に任せられ

中津警察署勤務となる。

藤井春一氏(大一四專商)山口銀行本店外國關係に勤務の由。

加藤福雄氏(大二三商)目下株式會社神戸製鋼所に勤務。

加藤茂氏(明四二法)氏は目下株式會社神戸製鋼所社倉係主任として勤務の由。

松田俊一氏(昭二專商)日佛シト・エン自動車會社大阪支社を辭し梅鉢自動車株式會社に入社された。

萩原隆安氏(昭二專經)合資會社大庭商店に勤務。

眞木益太郎氏(大二法)大阪府警察部刑事課勤務の氏は、今秋御大典に際し奈良縣に出張函館に加はる光榮に浴せらることに決定した。

廣澤政太郎氏(大一〇法)今般本學福島學舍に勤務せらることとなつた。

向井重太郎氏(大二三商)目下アルゼリヤに在り、歐洲各地を歷遊、意氣健昂の由。校友諸兄に宣敷との通信があつた。(五頁繪葉書参照)

舟津和夫(大二五專法)久留米市島原町福岡日日新聞久留米支局

大塚豊(昭三專商)府下豊能郡豊津村字垂水瀬高龍男方此花區上福島北二ノ三七渡邊英一方

戸澤武(昭三專法)此花區上福島北二ノ三七渡邊英一方

西山正雄(大二三法)府下南河内郡狹山村兵庫縣武庫郡今津町津門字西演一〇八三

保田文夫(昭二專經)岡山縣倉敷市川西町二〇四

井上清武(野二大商)松山市出淵町一丁目二一

津田道之助(昭三大法)尼崎市舊城外新開町市住宅九三

山本小一郎(明四四法)宮崎市旭通三丁目濱頭一

中澤源治郎(大四法)東區下味原町一〇七

矢野國臣(大二一商)府下中小阪六〇九ノ八

篠田半七(四大法)港區夕風町二丁目

八田薰(大二三商)福岡市外納屋本町三七〇

入山崎金五郎方

清水正秀(昭三大法)岐阜市金屋町西

谷口新太郎(昭三專法)南區鶴見町一ノ三九

萩原隆安(昭二專經)東區淡路町十五銀行大阪

田代屯(昭三專法)支店內

松本標四郎(昭四四法)兵庫縣武庫郡本山村

小林喬(大四專商)住吉區南田邊町三八ノ三

大島勉(大二〇商)神戶市野崎通六ノ四

山本祥市(大二五專商)京城府南大門通一大同生

舟津和夫(大二五專法)久留米市島原町福岡日日新聞久留米支局

大塚豊(昭三專商)府下豊能郡豊津村字垂水瀬高龍男方此花區上福島北二ノ三七渡邊英一方

戸澤武(昭三專法)此花區上福島北二ノ三七渡邊英一方

西山正雄(大二三法)府下南河内郡狹山村兵庫縣武庫郡今津町津門字西演一〇八三

保田文夫(昭二專經)岡山縣倉敷市川西町二〇四

井上清武(野二大商)松山市出淵町一丁目二一

津田道之助(昭三大法)尼崎市舊城外新開町市住宅九三

山本小一郎(明四四法)宮崎市旭通三丁目濱頭一

中澤源治郎(大四法)東區下味原町一〇七

矢野國臣(大二一商)府下中小阪六〇九ノ八

篠田半七(四大法)港區夕風町二丁目

八田薰(大二三商)福岡市外納屋本町三七〇

入山崎金五郎方

吉田繁(大一四專經)西區朝上通一丁目七

西村德治(大一五專經)府下豐能郡中豐島村岡山

遠藤正一郎(天一五專經)東京市外蒲田町女塚二三

田代屯(昭三專法)○

松本標四郎(昭四四法)兵庫縣武庫郡本山村

小林喬(大四專商)住吉區南田邊町三八ノ三

大島勉(大二〇商)神戶市野崎通六ノ四

山本祥市(大二五專商)京城府南大門通一大同生

舟津和夫(大二五專法)久留米市島原町福岡日日新聞久留米支局

大塚豊(昭三專商)府下豊能郡豊津村字垂水瀬高龍男方此花區上福島北二ノ三七渡邊英一方

戸澤武(昭三專法)此花區上福島北二ノ三七渡邊英一方

西山正雄(大二三法)府下南河内郡狹山村兵庫縣武庫郡今津町津門字西演一〇八三

保田文夫(昭二專經)岡山縣倉敷市川西町二〇四

井上清武(野二大商)松山市出淵町一丁目二一

津田道之助(昭三大法)尼崎市舊城外新開町市住宅九三

山本小一郎(明四四法)宮崎市旭通三丁目濱頭一

中澤源治郎(大四法)東區下味原町一〇七

矢野國臣(大二一商)府下中小阪六〇九ノ八

篠田半七(四大法)港區夕風町二丁目

八田薰(大二三商)福岡市外納屋本町三七〇

入山崎金五郎方

校友改姓名

昭和三年八月二日

大一〇法 志垣政一
昭二專法 春江吉之助
眞鍋吉之助

宇德榮藏

昭和二年専門部法律學科卒業

京都府東區勝野町二丁目一九

右訃音に接し謹んで弔意を表す

昭和三年九月二十五日

高橋英三氏
大正十四年法文學部法律學科卒業

寄贈圖書

寄贈者	著者	書名
松島剛氏 同	氏	歐洲戰後の社會運動
田健治郎氏 同	森繁夫 田舎女	
萬年社		新聞廣告十七講
大阪商船株式會社		Official Guide
内閣拓殖局	氏	昭和三年度殖民地便覽
齊藤常三郎氏 同	氏	破產及和議と信託
文部省		日本帝國文部省第五統計
		(大正十五、昭和元年度)
日本勸業銀行調査課		十二年報(上、下巻)
都市及農村に區別したる抵當債務設定高、都市及農村に於ける抵當債務設定高、本邦不動産金融に關する諸統計		第十四回國際勞働總會報告書
社會局		有職衣紋寫真圖解
龍谷大學國文學會		萬國に於ける大學擴張運動
文部省	齊藤常三郎氏 同	氏 新銀行法と破產及和議
大藏省主稅局		主稅局第百十三回統計年報書
神戸高等商業學校		(昭和二年夏期海外旅行調查報告書)
朝鮮總督府		Annual Report on Administration of Chosen
三浦信三氏 同	氏	物權法提要(下巻)
高鶴喜八郎氏 同	氏	改訂商法總論
前田稔靖氏 同		土地增價稅論
文部省		本省主催成人教育講座實施概要
大阪市役所產業部		大阪市工場分布圖解說
蜷川虎三氏 同		的研
		一海景明集

學生彙報

關西大學哲學會創立

本學學部哲學科教授並に學生は其の研究機關として哲學會を組織し、その創立總會を去る

九月拾七日午後三時よりクラブハウスに於て開催した。先づ會則の

協定、役員の推薦を終つて、三枝樹先生の宗教教育に関する研究發表あり、六時閉會した。

特筆すべき事は、この會の組織が評議員制度になつてゐる事であり又其の目的が純正なる哲學の討究に限られてゐる事である。

その事業としては、月一回哲學研究會なる名稱の下に例會を催す外毎年春季に名士を招聘して學内講演會を開く事になつてゐる。

因に當日の出席者は、岩崎、武内新町、片山、三枝樹、大山の諸先生を始め哲學科學生一同の諸君である。

(附記)哲學科以外の學生の入會希望者は評議員會の推薦によつて決定する由であるから希望者は申出でられたいとの事である。

千里山童話研究會報

子供會の催し——兒童心理及童話研究の目的のために創立した本會は、六月中旬より早速事業に着手し、毎週土曜日四恩學園で、田中義雄、白川惠宣、戸根泰雄、町田種三、大江隆一、西村義雄、馬淵薰、奈須好夫の諸君によつて子供會を催すこととなつた。

夏期童話巡遊——小學校の夏休みの好機をむかへた本會は、三枝樹先生の御盡力に依つて八月二日より二十四日まで大阪市内の約三十校に亘り童話巡遊を行ひ、對外的スタートを切つた。暑さの折柄ではあるが、連日連夜の疲

つて子供會を催すこととなつた。

夏期童話巡遊——小學校の夏休みの好機をむかへた本會は、三枝樹先生の御盡力に依つて八月二日より二十四日まで大阪市内の約三十校に亘り童話巡遊を行ひ、對外的スタートを切つた。暑さの折柄ではあるが、連日連夜の疲

つた。暑さの折柄ではあるが、連日連夜の疲

The First Prize Winner Mr. Inai,
The Second Prize Winner Mr. Kako.

The Third Prize Winner Mr. Yoshida.
因に同會では當日午後四時より、新京阪にて
些やかな茶話會を催ほし快よく會談を交へ
て散會した。

千里山相撲部報

本學主催關西中等學校相撲大會及び學
生紳士相撲大會は九月三十日午前九時
より本學士儀で開催、中等部では御影
師範、學生紳士の部では同志社大學秋
山君優勝、六時盛會裡に閉會した。

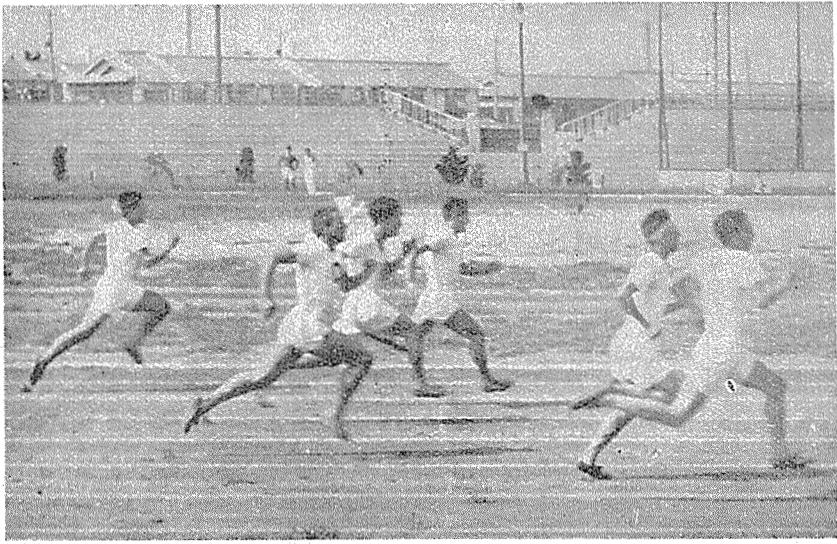
千里山山岳部報

第八班(温泉岳登山)——七月二十三日午
前三時半長崎市を出發、矢上、江ノ浦
有嬉、唐比を経て十一時半愛野着。

長崎を距る十三里、ここで中食を済ま
し、左に雲仙岳を、右に不知火で有名
な有明海を眺めつつ、更に山田村へ向
ふ、ここより汽車に乗り午後四時島原
町着、町を一覽し島原湊より約一時間
半のドライヴで温泉に到着。温泉小學
校に宿泊す。明くれば二十四日、早朝
ゴルフ場より普賢岳(一三五〇メートル)へ登
る。霧深く眺望全く不能なり。風穴や鳩
穴を見物して下山、その日はある安價
なるホテルに静養す。二十五日は午前
八時二十分乗船、穏かなる海路を約二
時間、長崎市外茂木に上陸、歸路に就いた。

—中江君報—

第十三班(霧島登山)——八月十二日。薩南のナ
イル川内川をわたり、山の湯、安樂等の温泉
境を過ぎて、戸崎橋に着いたのは長い夏の日



勝 決 米 百 倉 大 挑 戰 ト イ エ デ ツ レ カ 一 タ ン イ 西 開

(一着 大島選手 四着 井本選手)

も暮れ果てた頃であつた。直ちに霧島神宮に
詣で、天孫降臨の靈跡高千穂の峯を闇に仰ぎ
生紳士相撲大會は九月三十日午前九時
より本學士儀で開催、中等部では御影
師範、學生紳士の部では同志社大學秋
山君優勝、六時盛會裡に閉會した。

山小屋に一夜を明かす。翌日午前五時神宮横
より登り始む。高千穂磯に出れば秩父宮殿下
御登山の記念碑あり。高千穂茶屋に一憩、荷
山鏡硫黃谷より肥後方面に向ふ。—平井君報—

第十七班(伊豆温泉地方)七月二十三日、富山登

山の第一班と熱海で合して一泊。熱海より大
島に向ふ豫定であつたが便船の都合で中止し
箱根を経て修善寺温泉に向ふ。歸路熱田に下
車、熱田神宮に詣で、名古屋より遊覧船にて
日本ラインの絶勝を稱しつつ犬山に出て鵜飼
を見物す。

—藤田君報—

第十八班(能登一周)——八月十六日早朝羽咋驛

に下車し、先づ羽咋神社、並に氣多神社に詣
づ。朝來の暗雲漸く散じて柴垣の海岸に出た

頃は陽の光も洩れはじめた。この地は前方に

長手島を望む景勝の海水浴場である。路を右

手にとつて正午近く瀧谷の妙成寺に行く。日

蓮宗の名刹である。高濱より天然の良港稻浦

へ。これよりいよいよ能州の大景が開かれん
とす。稻浦より一里半、猪ヶ鼻の海岸を訪れ
夕刻當來に來りて一泊。十七日、劍地、黒島を
経て、午後三時門前着、この夜は總持寺に泊
まる。本山を鶴見にうつしてより昔日の面影
はない。翌日は總持寺を辭して漆器に名高き
名邑輪島に出る。淨明寺に宿泊。十九日輪島
を出發、海上遙かに浮ぶ七ツ島を左に、坦々
たる海岸を通り、平家殘黨の今に榮ゆる時國
の里を經て更に二里餘、能州第一の難所をお
かして大谷に着いたのは日もとつぶり暮れて
からであつた。大谷の宿に一夜を明かし、鹽
焼の煙立つ寒村を立つたのは午前八時、正午

名な天の逆鉢がここにある。眺望の雄大言ふ
べからず。即ち東南は水鏡の如き錦江灣、東
は宮崎沖、北は高隈山から阿蘇の噴煙まで一
眸に收めてゐる。これより茶屋へ下山、西霧
島山縦走の豫定は天候險惡のため斷念し、溫
泉鏡硫黃谷より肥後方面に向ふ。—平井君報—

大和アルブス横断

—七月十八日午後二時半—

行は天保山より那智丸に乘船、串木節で有名
な潮岬も夢のうちに過ぎ十九日午前勝浦に着
く。直ちに輕便鐵道で新宮に向ふ。熊野速玉
神社に參拜、妙法寺に至りて一泊。二十日早
朝西國一番の札所那智寺に詣で那智の瀧を觀
る。これより今は廢道となり人も通はぬ大雲
取の山越えはなかなかの難關であつた。二十
一日は小雲取山を一息に突破、熊野座神社に
參拜、湯の峯温泉の宿に泊る。二十二日、大
雨のため本宮まで自動車を驅つて、それより
河合に沿ふて、危げなる岩傳ひに大沼へ出る。同
夜はここで一泊。翌日吉野方面に通する縣道
を約十二里、古代に着いたのは八時を過ぐる
頃だつた。二十四日は愈大臺ヶ原征服の日で
ある。六日間の長雨も今朝は名残なく霽れて
河鹿の聲も手にとるやうに聽える。午前八時
河合に到着、更に進むこと二里餘にして大臺
原の麓にかかる。全山は鬱蒼たる大森林に覆
はれ千七百米の高峯でありながら熊笹など
ないのは珍らしい。頂上にある大臺教本部で
宿泊。二十五日、下山の途に神武天皇の銅像
を拜し材木運搬索道に沿ふて夕方尾鷲に着、
海路伊勢に向ふ。

—木村君報—

五章及第六章は四學派に付いての不完全ではあるが理解し易い紹介である。其處では各學派に屬する諸著者の要點がそのまま廣く引用されてゐるので景氣循環論の歴史、地位等を知つて、更にヨリ深い研究の基礎的智識を形成しておこうとする者にはちよつと至便な好著書である。四六版、一一八頁で最後には、References Cited in Footnotes 及 Index が附加されてゐる。

以下私は本著の第一章「諸景氣循環學說の分類」を全譯して紹介の一端にかへる。

(1) A. H. Hansen:

Business-Cycle Theory, chap. I.

現今の論者の見解では景氣循環論 Business-Cycle Theory なれば之を分餘するゝを得るが然し景氣循環論者 Business-Cycle Theorist を分類するゝとは全體として甚だ危険であるとする。論者を嚴密に分類して一個の範疇に組入れてしまふが如きは、それ等の論者の見解が一元論的であり或は一方的であると云ふことは意味せしめることとなるのである。だが實際上、景氣循環論を單一に一元論的に説明してゐるが如き論者は極めて稀なのである。景氣循環は實に複雑な現象であるからして、それを一方的に説明するが如きは、失敗が此のことは私のみではなく景氣循環に關する多くの論者の十分に認めるところである。

景氣循環論は、多くの場合、相脊馳するものではない——だからして同一の一論者が數種の補充的學說及相互に支持し合ふ諸學說の複合的説明者となつては悪いとする何等の固有の

理由もない。これで、私は同一の一論者を以下の分類に於ては二つ又はそれ以上にグルーブに組入れる場合があつても敢て躊躇しないことにする。否寧ろ一個の論者を一個のグルーブに組入れてしまひ、他説との關聯を省みざるが如きは大きな誤謬であると言はねばならぬ。

學說を分類するに當つては如何程、嚴密な注意を施すとも分類なるものは依然として危險である。と言ふのは、同一の範疇に組入れられる論者の間に於ても著しい相違——論者自身の著を讀むことによつてのみ十分に感覺づけられ得る様な諸相違があるからである。然しながら吾吾で茲で主たる問題として取扱ふのは或る論者が何れのグルーブに屬するや否やを決定することではない。吾吾が茲で主たる問題とするのは誤せられたる諸學說の發展を問題とし、（それに關する限りに於てのみ各論者を分類）するのである。で、屢々、一定の學說の發展上に於てその問題の範疇には殆んど組入れることの出來ない様な論者でも、彼が若しその學說を理解する上に於て一助たり得る何事かを述べたとすれば、只それだけの理由によつて其處に引用される場合があるのである。（本論に入るに當つて一言以て私の分類方法について注意しておく。）

景氣循環論は全く近代的現象であること——即ちそれは近代經濟組織の技術的狀態及法律的制度の產物であるてふことは既に廣く認められた事實であり且つ常識となつてゐる。景氣循環論は現存經濟社會の機構・組織・諸機能及諸過程を考慮することなくしては理解し得ない

理由もない。それで、私は同一の一論者を以下に分類する。第一に景氣循環は資本家的經濟的作用であるとする者がある。（The Capitalistic Economy Schools 資本家的經濟學派である）が此の學派は更に翻つて二つに於ては、（それに關する限りに於てのみ各論者を分類）するのである。夫故に彼等は景氣循環を支配するものと考へる。

即ち收入の分配上に於ける調節失當こそ生産と消費の均衡性を破壊し且つ生産量の變動を創造する主動力であると主張する。だが收入の集中と云ふことからして生産手段に投じられる巨大な富の集積が起るのである。で茲で此の種の論者は資本家的經濟の技術的特性即ち近代の機械的生産方法は一個の迂回的、時消的過程であると云ふ事實を認めざるを得ざるに至るのである。現在に於ては消費財は第一の生産財即ち生産手段によつて間接的に生産されてゐるのである。だからして彼等は、消費と生産即ち費消と貯蓄との間の適當な關係を問題とするのである。然し乍ら此種の論者は消費と生産の調節失當の根本原因を資本家的方法の技術的特性に求めないで寧ろよつてもつて生産物が一定の方法の下に分配されるところの現資本家的秩序の法的經濟的理由であるとすると、が然し資本家的經濟的理由もあるとする。が然し資本家的經濟的理由もあるとする。が然し資本家的經濟的理由もあるとする。が然し資本家

の技術的諸作用、(1) よつてもつて商品が交換され且つ諸階級に分配される、(2) の法的經濟的諸制度及 (3) 外界より來る物質的刺戟や人間の造つた制度的刺戟に對する人類の感應性等々に深く其の原因をもつてゐる。ある。そこで景氣循環論には大體分類することの出來る三種の型がある。第一に景氣循環は資本家的經濟的作用であるとする者がある。（The Capitalistic Distribution School 資本家的分配學派である）彼等は法的經濟的諸制度が景氣循環を支配するものと考へる。

即ち收入の分配上に於ける調節失當こそ生産と消費の均衡性を破壊し且つ生産量の變動を創造する主動力であると主張する。だが收入の集中と云ふことからして生産手段に投じられる巨大な富の集積が起るのである。で茲で此の種の論者は資本家的經濟の技術的特性即ち近代の機械的生産方法は一個の迂回的、時消的過程であると云ふ事實を認めざるを得ざるに至るのである。現在に於ては消費財は第一の生産財即ち生産手段によつて間接的に生産されてゐるのである。だからして彼等は、消費と生産即ち費消と貯蓄との間の適當な關係を問題とするのである。然し乍ら此種の論者は消費と生産の調節失當の根本原因を資本家的方法の技術的特性に求めないで寧ろよつてもつて生産物が一定の方法の下に分配されるところの現資本家的秩序の法的經濟的理由もあるとする。が然し資本家

間作用すると、ころの機械、工場、鐵道、船舶及他の資本準備等の生産量の變動から起るとするのである。彼等によれば(一)生産手段の購買に宛てられる全國家的收入と消費財の購買との間に於ける比例上の調節失當。(二)生産された生産手段の量とそれが講買及運轉に必要な貯蓄量との間の調節失當。(三)生産された生産手段の量とそれを運轉せしめるに必要な補助的要素たる原料及勞働量との間の調節失當。(四)及消費手段が、最初に生産された生産手段を通じて間接的に生産されるると云ふ事實から發生する諸々の調節失當等は、總て時の要素、資本家的經濟を特徴付けてゐるところの迂回的生産方法及其の結果として起る不安、偶發の事故、誤斷等から發生するとするが此の種の論者は翻つて又二つの階級に分たれる。即ち(一)發明、發見、技術的改革が經濟的平衡を攪亂するところの主動力であるとする者と(二)此の主動力を消費者需要の變化に求める者がある。前者に屬する人人の中では Marx, Tugan-Barinowsky, Spiethoff, Shumpeter, Cassel, Robertson, Adams 等がある。而して後者に屬する者としては他の者の中でも A. B. Tarrou, Pigon, Carver, J. M. Clark, Bickerdike がある。

次ぎに景氣循環は競争制の下にある交換經濟の作用であるとする論者がある。(The Exchange Economy School 交換經濟學派である)競争經濟に於ては市場は共に時を隔て且つ又場所を隔ててゐる。而してそれが多く隔つた居ればなる程分業と產業の特殊化は複雜化してゐるのである。ために不安があり、偶發的な市場事故があり、投機や危険を伴ふ虞れがあるのである。競争經濟に於ては事業家は將來の購買に宛てられる全國家的收入と消費財の購買との間に於ける比例上の調節失當。(二)生産された生産手段の量とそれを運轉せしめるに必要な補助的要素たる原料及勞働量との間の調節失當。(三)生産原價と賣却價格との高

交換經濟に於ては競争は一番よく一切を支配するのである。だからして誤算があり、判断上の誤りが累積的に高まらざるを得ないのである。而も此等の人達の頭には近代の個人的

各々の會社は、他の會社が同じ商業部面に於て何を爲しつあるかと云ふことに付いては識ることなくして活動するのである。更らに近代の交換經濟の下に於ては極端な分業化と產業の特殊化との爲めに個々の生産者の市場は生産連鎖上に於て次位に位する生産者の市

需要に依存してゐる。で其の結果各々の生産者間には高度の依存關係が生じ、一生産者に作用した狀態は累積的に他の生産者にも作用するに至るのである。所で此の學派に屬する經濟學者の中には Beveridge, Marshall, Pigou, Taussig, Mitchell, Lescure, Alleyn Young, Frank, King, Lavington がある。

最後に景氣循環は貨幣經濟の作用であるとする論者がある。(The Money Economy School 貨幣經濟學派である)此の學派にとつては生産の技術的諸作用、分配を支配すると

ころの法的經濟的諸制度の作用、及個人的交換經濟及市場の諸作用等は貨幣及信用機構を通じてのみ作用する事實が最重要點なのである。而して彼等が循環現象に關して證明を求めるのは此の機構の作用である。

近代經濟に於ては需要及供給は之を測るに貨幣單位を以てする。諸々の物價變動は獨り

で生産と消費の諸作用から起るものではなく財貨と勤勞に對して提供される貨幣と信用の諸過程から來るのである。それで此等の論者は景氣循環を説明するに當つては(一)物價を借入し、勞働を雇い、原料及機械を購入するのである。だからして誤算があり、判断上の誤りが累積的に高まらざるを得ないのである。而も此等の人達の頭には近代の個人的

各々の會社は、他の會社が同じ商業部面に於て何を爲しつあるかと云ふことに付いては識ることなくして活動するのである。更らに近代の交換經濟の下に於ては極端な分業化と產業の特殊化との爲めに個々の生産者の市

需要に依存してゐる。で其の結果各々の生産者間には高度の依存關係が生じ、一生産者に作用した狀態は累積的に他の生産者にも作用するに至るのである。所で此の學派に屬する經濟學者の中には Beveridge, Marshall, Pigou, Taussig, Mitchell, Lescure, Alleyn Young, Frank, King, Lavington がある。

最後に景氣循環は貨幣經濟の作用であるとする論者がある。(The Money Economy School 貨幣經濟學派である)此の學派にとつては生産の技術的諸作用、分配を支配すると

ころの法的經濟的諸制度の作用、及個人的交換經濟及市場の諸作用等は貨幣及信用機構を通じてのみ作用する事實が最重要點なのである。而して彼等が循環現象に關して證明を求めるのは此の機構の作用である。

近代經濟に於ては需要及供給は之を測るに貨幣單位を以てする。諸々の物價變動は獨り

は他の諸要素に基いて發生せる變動を條件付ける要素(註二)であり或ひは又それを強める

ところの補強要素であると云ふことは悦んで認めるのである。要するに此等の論者は景氣循環は貨幣經濟に固有の諸要素によつて起る

ものではないとするが然し景氣循環の形態及強度は貨幣制度——それを通じて近代經濟組織

が運轉する——によつて甚だしく影響されるものであることは之を認めるのである。だから

本化に對する現收入の比例等々を考察しなければならぬとする。所で此の學派に屬する人の中には Juglar, Sidgwick, Giffen,

Marshall, Wicksell, Fisher, Hawtrey, Allwyn, Young, Veblen, Lescure, Mitchell, Pigou, Ropke, Hahn 等がある。本著者たる Hansen

自らも又此の學派に屬するのであるが、彼は貨幣經濟學派として恐らくは最極端な一人であつたのである。(譯者)

さて次ぎに以上に述べたる各學派の人達を再び別の方面から考察すると或る論者は一方的

であり、又或る論者は折衷的である。前者に付いて言はば、其の大部份の論者は、景氣循環を目して單一な一個の經濟制度上の特性か

ら發生し、或ひはそれによつて根本的に條件付けられるものであるとする。而して其の他の特質的諸制度は初發的刺戟がそれを通じて擴大し或ひは強度化するところのミディアと

擴大し或ひは強度化するところのミディアと

一元論的である。種種なる學派に屬する論者の中可成り一才的な思想家としては、例へば、資本家の分配學派に屬する Hobson があり、資本家の生產學派の第一種に屬する Spiethoff があり、資本家の生產學派の第二種に屬す Sefarion があり更らに交換經濟學派に屬す Beveridge 及貨幣經濟學派に屬する Hawley がある。

次ぎに二元的且つ複合的思想家の例としては、交換經濟學派及貨幣經濟學派に屬する Lescure 資本家の生產學派及貨幣經濟學派に屬する Cassel 資本家の生產學派及交換經濟學派に屬する T. M. Clark 資本家の生產學派及資本家の分配學派に屬する Marx 而して最後に廣い折衷家であり資本家の生產學派、交換學派及貨幣經濟學派によつて強調されたところの諸要素にそれぞれの重點上の差をおくに過ぎないところの Wesley Mitchell, Taussig, Allyn Young, Pigin 等がある。

此等の種學派に付いては次ぎの五ヶ章に於てそれぞれ論議する。次ぎの表は以上簡單に述べたところの種種のグループ(註二)の分類表である。

A、資本家の分配制度を循環原因とする資本家の經濟學派
B、資本家の生產作用を循環原因とする資本家の生產學派。

(一)、發明、發見、及改革を經濟的平衡の攪亂的主動因とする學派。
(二)、消費者需要の變動を經濟的平衡の攪亂的主動因とする學派。

二、交換經濟學派

三、貨幣經濟學派

- A、利子率、豫想、利潤率及物價水準の相互關係を強調する學派。
- B、生產原價と物價、利潤限界、及資本化の相互關係を強調する學派。

註 (1) 吾吾は以上の分類に於て特別の一グループとして Jevons and Moore の收穫循環說 Crop-Cycle theory を述べなかつたとは言へ彼等の學說は第四章に於て循環的變動の原因を近代經濟組織の物質的基本に求める學說を述べる場合にそれと關聯して考察することにする。自然的恩恵の變動は景氣循環論中には入らないものであり且つ又それ自らでは景氣循環を生ぜしめ得ないことは明白である。只自然界的寛大さから來る斯の如き接觸が交換制度及貨幣制度を伴ふ近代的資本主義組織の錯雜せる機構上に作用するまでに至つて初めてそれは景氣循環を發生せしめ得ない場合がある。尙ほ現今の論者は此の說を一個のグループに分類することを否定するものではないが、その様な分類は必ずないとするのである。

註 (2)

G. Arthur Spiethoff, "Krisen," Handwörterbuch der Staatswissenschaften (1925), VI, pp. 72-74.

註

81-82.

とつては、若し其の論者にして幾分かで問も題の學說にふれておればそこに引用する場合がある」と言つてゐるので批難するとは出来ないものの、被引用者の學說自體を讀んでゐる者には實に案外に感する様な點がある茲に

参考資料であると云ふ理由からして紹介したものである。

(一九三八年九月四日)

千里山歌壇

編輯局選

△秋 橋 としを

△秋 フォルモサの高砂島にも夏果て支那海峡より秋の風吹く
龍骨車を高々踏める蕃舍にも新高山より秋の近づく
目を醒し見れば蕃山雨霽れて芭蕉大葉に露の光り

△秋 開かああかと秋の入日に蕃舍より二番稻穂を打つ音
大空をわたれる雲に朱を流し蕃舍あたりは夕焼にけり

△歸郷雜詠 中川無明子
雨はれて紺碧高き夏の空真白き雲の暁光りるる
はらからは貧しかりけりさはあれどすゑの彼方に

人の世の母てふ母はかくもあるか心づかひの身に
ぬもとめむ
亡き父にたむけの木魚音さえて我がまがしらは熱
くなりけり

△赤き箸 大木原健司
火に狂ひ飛ひさかる虫のあまた散落ち死ぬ見れば
も早秋なり

△赤き箸 霜村生
秋深き千里山邊の叢に赤き塗箸一つ落ち居り
所々はげしあとありこの箸ゆ我を惹くなり千里山

野邊

△千里山觀月會にて 遠藤敏美
疊りみて月なきまゝに十六夜を静かに語るこの集
と雖も、學說の發展を主として取扱ふ自分に
た Hansen 説と雖も不可解である。只然しハ

帝國興信所長
日本魂社長
關西大學協議員 後藤武夫氏著

東京京橋櫻橋南側

發行所 日本魂社

後藤武夫大傳

定價一圓八十錢
四六版美裝
送料十二錢
五百五十頁

著者後藤武夫氏は明治二十七年志を立て、關西法律學校（現關西大學）に入り苦學三年、或は露店商人となり或は看守、番頭となり、あらゆる辛酸を嘗め盡して飽くまで初一念を貫徹し遂に優等卒業の榮冠を贏ち得たのであるが、其克己不撓、苦心慘澹の跡は世の青年學徒に對し好箇の活教訓たるべきを確信するのである。著者は此の苦學奮鬥によりて確固たる人生觀、處世觀を樹立し至誠努力を以て生涯一貫すべく固く自ら誓ひ徹底的に之を實行した。即ち實業道德の興隆を圖るべく帝國興信所を創立し、また國民精神を作興すべく日本魂社を設立し、青年團及び教化事業の全國的統一に貢献し、大學生の愛國思想涵養に努力して全大學日本魂聯盟を起し、更に新宗教「至誠教」を提唱する外、また大楠公、大石良雄先生、高山彦九郎先生等忠臣義士の末裔を扶養育成する等、一意君國の爲に身命を賭して奮鬥しつゝあるは凡て至誠努力主義の徹底的實行に外ならず、同時にその信念は關西法學學校當時の苦學奮鬥に胚胎するものである。著者が常に母校たる關西大學に對して限りなき愛着を有し、終始一貫その發展に努力しつゝある所以も亦茲に存するものである。

著者の數奇を極めたる前半生の僞らざる告白、立志奮鬥至誠努力に徹底せる道程経路は、直に以て處世の活教訓たり修養の好伴侣たるべきを確信し、特に同窓同學の校友學生各位の御閑讀を切望する次第である。

申込所

關

院

西

書

院

大阪市北區上幡島北三丁目二三
電話土佐堀一二八六

日本魂社大阪支社
電話土佐堀三八〇〇・三八〇一
三八〇二・三八〇三

冬服御誂の好季

世界で有名なペンドルリベツトCo.其他一流會社ヨリ輸入

本年流行の新柄豊富着荷！

特價部新設

時代に順應して特價部を増設致しました脊廣服オーバコートトントンビ各四十八圓で御誂に應じます。店内には優良品數百種陳列して御座いますから御注文には先づ小池洋服店を御覽下さい。

大阪北濱交叉点

小池洋服店

電話本局八八番

威權の界斯

目出度き秋の

目出度きお仕度

御婚禮調度は三越へ！

國をあげて歡びに満つるこの年、
この秋に、御婚禮もまた一しほ意
義深く存します。當店はこの目出
度き年の目出度き御用意に萬全を
期して、慶び溢る諸調度品一切
を取揃へります。何卒是非御
用命の程偏に御願ひ申上げます。



大阪

三越

